

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イー④ 売上高減少）に基づく認定について（創業者）

この認定は、国が定める要件に基づき、大阪市長が行うもので、セーフティネット保証制度の利用資格となっています。

様式イー④で認定申請できるのは、次に該当する方です。

・業歴1年3か月未満の場合で、指定業種と非指定業種を兼業している場合

❖ 確認手順① ご自身の営む事業が属する業種を、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の細分類で確認

⇒(参考)総務省統計局ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

❖ 確認手順② その細分類が、経済産業大臣の指定する業種となっているか確認(指定業種リスト参照)

⇒(参考)中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

[認定要件]

次の①～③のすべての要件を満たすこと

①大阪市内に事業所（注1）を有すること。

②経済産業大臣の指定する業種を営んでいること。（❖確認手順②参照）

③最近1か月間(注2)の売上高等が中小企業全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月間の売上高がその直前の3か月間(注3)の平均売上高等に比して、5%以上減少していること。

・下記算式により、（i）かつ（iii）を満たすこと

A：最近1か月間の指定業種の売上高等

B：Aの直前3か月間の指定業種の平均売上高等

C：最近1か月間の全体の売上高等

D：Cの直前3か月間の全体の平均売上高等

(i) $A \div C \times 100 \geq 5.0\%$

(ii) $(B - A) \div B \times 100 \geq 5.0\%$

(iii) $(D - C) \div D \times 100 \geq 5.0\%$

（注1） 法人の場合：本店所在地など登記上の住所地又は事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

個人事業主の場合：事業実態のある事業所が大阪市内にあること

（注2） 最近1か月間：申請日の属する月の直前の1か月間を対象期間とします。

例) 8月に申請する場合は、7月（ただし、7月が未集計の場合のみ、6月でも可）

（注3） 最近3か月間：申請日の属する月の直前の3か月間を対象期間とします。

例) 8月に申請する場合は、5・6・7月（ただし、7月が未集計の場合のみ、4・5・6月でも可）

【次ページも確認してください】

[認定申請時の提出書類]

提 出 書 類	説 明
認定申請書 認定申請書（控） 計算書	大阪市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000503431.html
大阪市内に事業所を有することが確認できる書類	次の書類のいずれかで、申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」 「企業名」「代表者名」が確認できるもの ○法人の場合：履歴事項全部証明書（写）（3か月以内のもの） ○個人の場合：確定申告書【第一表】（直近のもので、税務署受付日が確認できるもの）
許認可証等(写)	許認可等を必要とする業種を営んでいる場合、必ず提出してください。
認定の根拠となる各月の売上高を確認できる書類 （試算表、売上表、総勘定元帳等いずれの写） 最近1年間の売上高を確認できる書類 （決算書、確定申告書等）	別紙「添付書類」に記載した各月売上高を確認できるもの 複数業種にかかる事業を営んでいる場合、最近1年間の業種別売上高を確認できるものが必要
営んでいる事業が全て指定業種に属することを確認できる書類（パンフレット等）	取り扱っている製品・商品・サービスなど事業内容を確認できる書類 （履歴事項全部証明書や許認可証とは別途でご用意ください。）
創業間もないことを確認できる資料	

[その他]

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・不備がなければ認定書は即日交付します。郵便等による後日交付はできません。
- ・本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・認定を受けた日から30日以内に、信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

[お問い合わせ先・受付窓口]

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 （電話：06-6264-9844）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階